

情報提供

那医発第 151 号
令和 4 年 6 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
理 事 白井 和美



救急医療機関における宿日直許可に関する調査の実施について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「救急医療機関における宿日直許可に関する調査の実施について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。また、インターネットに対応していないなど紙ベース（印刷物）での提供をご希望の際は、お手数ですが、下段（FAX）にて那覇市医師会・事務局までお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

..... 記

冲医発第 439 号 (F)
令和 4 年 6 月 27 日

地区医師会産業保健・医師の働き方改革担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城 研太郎
（産業保健担当理事）
理事 涌波 淳子
（医師の勤務環境対策担当理事）

救急医療機関における宿日直許可に関する調査の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、日本医師会より標記の件について別添のとおり通知がありますので、ご連絡申し上げます。
本通知は、2024 年度から医師の時間外労働時間の上限規制が始まる事により、地域の救急医療体制に多大な影響を及ぼすことが懸念されている事から、救急医療を担っている全国の医療機関に対して、特に影響が大きいと予想される夜間帯（当直帯）の勤務実態等について調査依頼をする旨の案内となっております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関へ、周知方についてご高配下されますようお願い申し上げます。
なお、添付資料は省略しておりますので、当文書は本会文書映像データ管理システムをご確認くださいますようお願い申し上げます。

沖縄県医師会事務局業務 1 課：野波、平木
TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089
g1@okinawa.med.or.jp

- 救急医療機関における宿日直許可に関する調査の実施について（11 頁）を紙ベースで送付希望の施設は、施設名をご記入の上 FAX（098-867-3750）をお願い致します。

施設名 : _____

FAX送付先 : 098-867-3750



6

日医発第 535 号 (健 I)

令和 4 年 6 月 16 日

都道府県医師会

担当理事(産業保健・医師の働き方) 殿

日本医師会 常任理事

松本 吉郎

救急医療機関における宿日直許可に関する調査の実施について

平素は本会の業務にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、医師の働き方改革について、2024年度から医師の時間外労働時間の上限規制が始まりますと、副業・兼業先の医療機関が宿日直許可を取得していなければ、当該医療機関で行った勤務時間も総労働時間に通算されることとなります。

特に救急医療を担っている医療機関では、大学病院等から宿直、日直勤務を行う医師の応援を受けて診療体制を維持している施設も多く、宿日直許可の取得は重大な課題となっております。

しかしながら、令和元年に厚生労働省から医師・看護師等の宿日直許可基準が発出された後も、必ずしもうまく機能しておらず、医師について許可の取得が困難な状況は変わっておりません。このような状況で、時間外労働時間の上限規制等が開始されれば、大学病院等の医師が夜間・休日の応援に行けなくなるなど、地域の救急医療体制に多大な影響を及ぼすことが懸念されております。

そこで、今般、日本医師会では、救急医療を担っている全国の医療機関に対して、特に影響が大きいと思われる夜間帯(当直帯)の勤務実態等について調査(WEB調査)を別添のとおり実施することといたしました。

調査依頼は日本医師会から直接対象医療機関に郵送いたします。

貴会におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、実施につきまして、お含みおきくださいますようお願いいたします。

本件の問い合わせ窓口

日本医師会 健康医療第一課 福間・内田・仲田

e-mail : wsr@po.med.or.jp

TEL 03-3942-6138

[別 添]

日医発第 448 号（健 I）

令和 4 年 6 月

医療機関各位

日本医師会

常任理事 松本 吉郎

救急医療機関における宿日直許可に関する調査について（協力依頼）

医師の働き方改革の大きな課題のひとつとして、医療機関では医師の「宿日直許可」（労働時間の適用除外）の問題があります。

医師の宿日直には、一般業種とは異なり、①救急外来、入院患者対応といった気を張り詰めた業務が一定程度発生する、②宿日直中であっても、応招義務があるため対応しなければならない、③多くの医療機関が自院の医師だけでは対応できず大学病院からの応援に依存している、等の特殊性があります。

令和元年に厚生労働省から医師・看護師等の宿日直許可基準が発出された後も、必ずしもうまく機能しておらず、医師について許可の取得が困難な状況は変わっておりません。

このまま、罰則付きの時間外労働の上限規制、勤務間インターバル規制、連続勤務時間制限が導入されると、下記の事象が全国で起こることが懸念されます（既にこうした動きが現実には起こっているという声も届いています）。

- ・ 上限規制を遵守するために医療提供体制を縮小せざるを得なくなる。
- ・ 大学病院からの応援で成り立っている地方の医療機関では、宿日直許可が取れないために、通算後の上限時間超過を懸念する大学病院から医師を引き上げられ、医療提供体制を縮小せざるを得なくなる。
- ・ 上限規制により大学病院がやむを得ず他の医療機関への応援を制限すれば、副業・兼業先からの収入が得られなくなった医師が離職するといった動きが起こり、大学病院の診療、研究、教育の質の確保が困難となる。
- ・ これらがどの地域・診療科・医療機関・大学でどの程度起こるか予想できない。

そこで、今般、日本医師会では、救急医療を担っている全国の医療機関に対して、特に影響が大きいと思われる夜間帯（当直帯）の救急医療の実態を調査することとしました。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査対象の医療機関

「救急医療管理加算」の届出をしている全国 3,802 の病院及び有床診療所

- ・ 有床診療所 141 施設
- ・ 大学病院 142 施設
- ・ 一般病院 3,519 施設（精神科病院を含む）

2. 調査期間・調査方法

締め切り：令和4年7月15日（金）24：00

Web による調査になります。日本医師会のホームページ、又はQRコードからアクセスし、Web フォームへ入力をお願いいたします。

【回答方法の詳細は、次ページをご覧ください】

3. ご留意いただく点

宿日直に関わる詳細なデータをお聴きする調査となります。

誤入力の防止のため、あらかじめご回答いただく内容を調査票（別添）に記録いただいた後に、Web 回答画面へ入力していただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※Web 回答の入力途中で中断・保存はできませんのでご注意ください

4. 情報管理

ご回答いただきました情報につきましては、本調査の目的以外で使用することはございません。また、調査結果の資料等において承諾なく医療機関名を公開することもございません

問い合わせ先	公益社団法人日本医師会 健康医療第一課（福間・内田・仲田） 電話：03-3942-6138
--------	---

- ・ 本調査は、救急患者を受け入れている医療機関（病院・有床診療所）を対象としております。
- ・ 調査票は、医療機関から届け出られている施設基準の情報に基づき送付させていただいておりますが、**現在、救急患者を受け入れていない場合は、ご回答いただく必要はございません。**その際は、調査票の送付につきまして、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

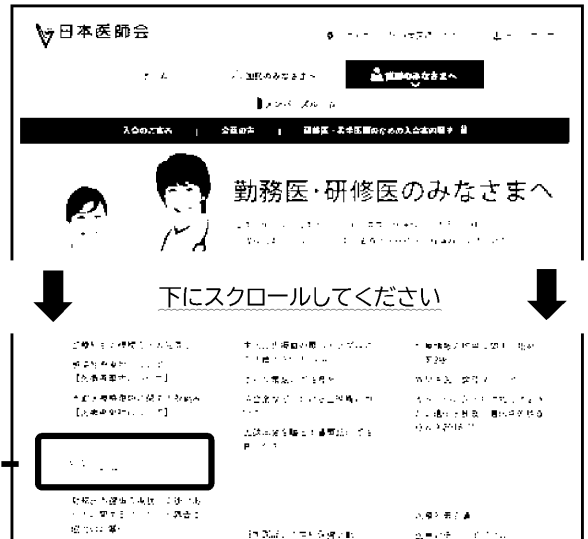
救急医療機関における宿日直許可に関する調査 回答方法

1 パソコン(インターネット)からの回答方法① (日本医師会 HP から)

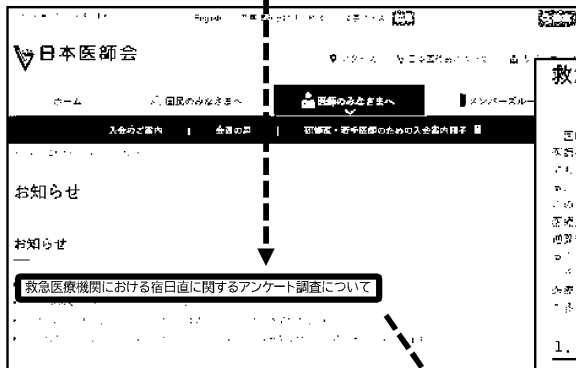
① 日本医師会ホームページ(<https://www.med.or.jp/>)を開く



② 「医師のみなさまへ」をクリック



③ 「お知らせ」欄をクリック



④ 「アンケート回答サイトへ」をクリックすると回答フォームが開きますので、入力をお願いいたします

救急医療機関における宿日直許可に関するアンケート調査について

医師の働き方改革の推進を課題のひとつとして、医療機関では医師の宿日直許可（宿日直期間の適用除外）の問題があります。医師の宿日直は、一般職とは異なり、【救急医療】に必要不可欠な業務を担う業務が一定程度含まれる「宿日直中」であるため、労務管理が複雑な対応を要するほか、多くの医療機関が宿日直の医師が対応する大規模災害への対応に悩まれている状況が実情です。

このため、個別事例の報告や事例集の整理、労働時間、労働環境改善の導入、宿日直期間の適用除外の適用条件の検討等を行うとともに、「本学医局からの応援（派遣）を受ける地方の医療機関には、宿日直許可が認められていないため、宿日直期間を短縮して大学医局から応援を受ける必要がある」といった事例が注目されています。

このため、本学医局では、派遣医師が担っている各県の医療機関に対し、宿日直許可が認められる医療機関（自費）の調査を実施することをしました。

この中で、大学医局が調査対象となる医療機関の調査結果を、毎月1回報告してまいります。

1. 対象医療機関

特定医療機関、および指定している国325医療機関及び指定医療機関

2 調査機関

2022年6月～7月14日（土）21:00まで

3. 回答方法

アンケート回答サイトへアクセスして回答をお願いします。

[アンケート回答サイトへ](#)

4. アンケート結果について

日本医師会から、毎月1回報告してまいります。

2 パソコン(インターネット)からの回答方法② (Web ブラウザから回答フォーム URL を直接入力)

【回答フォーム URL】

<https://enquete.cc/q/RQTU5PCU>

3 QR コードからの回答方法 (タブレット端末等から)



I 医療機関について

1. 医療機関名

2. 所在地 1（都道府県名）

3. 所在地 2（郵便番号）

※ 7桁の数値を入力してください（ハイフンは必要ありません）

4. 所在地の二次医療圏名

5. 稼働病床数（令和4年4月1日現在）

6. 精神科病床の有無

[あり ・ なし]

└─ 上記設問で精神科病床「あり」の場合、以下の①、②、③の設問にご回答ください

① 精神科病床数

② 都道府県から精神科救急の指定を受けていますか

[はい ・ いいえ]

③ 精神科救急医療施設分類をご回答ください

[病院群輪番型 ・ 常時対応型 ・ 該当なし]

7. 常勤医師数（令和4年4月1日現在）

※ 常勤の嘱託医師・研修医・専攻医を含みます

※ 理事長・理事・院長など、医療機関の管理者に該当する医師は含まれません

※ 大学病院等から日中の外来・手術等の応援にいられている非常勤の医師は含まれません

8. 常勤医師のうち、時間外・休日労働時間が年間 960 時間を超え 1,860 時間以内になると見込まれる医師は何人いますか

※ 兼業・副業先での労働時間については、貴院で把握されている範囲で通算してください

(明らかに宿日直許可を取得している医療機関での労働時間を把握している場合は、その時間数は除外してください)

※ 今年度のこれまでの時間外・休日労働の実績から見込まれる医師数をご回答ください

9. 常勤医師のうち、時間外・休日労働時間が年間 1,860 時間を超えると見込まれる医師は何人いますか

※ 兼業・副業先での労働時間については、貴院で把握されている範囲で通算してください

(明らかに宿日直許可を取得している医療機関での労働時間を把握している場合は、その時間数は除外してください)

※ 今年度のこれまでの時間外・休日労働の実績から見込まれる医師数をご回答ください

10. 2024 年度から B 水準・連携 B 水準・C－1 水準・C－2 水準の指定申請をする予定がありますか (それぞれの水準についてご回答ください)

- ① B 水準 [予定あり ・ 予定なし ・ 検討中又は未定]
- ② 連携 B 水準 [予定あり ・ 予定なし ・ 検討中又は未定]
- ③ C－1 水準 [予定あり ・ 予定なし ・ 検討中又は未定]
- ④ C－2 水準 [予定あり ・ 予定なし ・ 検討中又は未定]

11. 現時点の医師の働き方改革に向けた取組の実施状況について、最も当てはまるものをご回答ください

[情報収集の段階]

※対応が必要だが、情報収集の段階で具体的な取組はまだ進んでいない

[課題の検討、取組の段階]

※ 委員会などで課題を検討し、具体的な取組を開始している

[指定申請の準備段階]

※ 課題への取組が進み、評価センターの評価受審に必要な準備がある程度整ってきている

[取組が進んだ段階]

※ 課題への取組により時間外・休日労働の短縮が進み、A 水準を超える医師がいなくなっている

[特に取組は実施していない]

※ 従来から A 水準を超える医師がいなく (通常の労務管理や健康確保策は実施している)

II 救急医療体制について

12. 都道府県から救急病院又は救急診療所の告示を受けていますか

※ 都道府県から救急指定医療機関の指定を受けているか教えてください

[はい ・ いいえ]

13. 病院群輪番制に参加していますか

[はい ・ いいえ ・ 輪番制度がない ・ 不明]

14. 二次救急医療機関の指定を受けていますか

[はい ・ いいえ]

15. 三次救急医療機関の指定を受けていますか

[はい ・ いいえ]

└▶ 上記設問で「はい」の場合、以下の設問にご回答ください

- 三次救急に対応している診療科や部門等（例：救急救命センターなど）ではどのような勤務体制を採用していますか

[交代制（シフト制） ・ 当直制 ・ その他（ ）]

16. 周産期母子医療センター（総合又は地域）の指定を受けていますか

[はい ・ いいえ]

└▶ 上記設問で「はい」の場合、以下の設問にご回答ください

- 周産期医療に対応している産婦人科等ではどのような勤務体制を採用していますか

[交代制（シフト制） ・ 当直制 ・ その他（ ）]

17. 夜間、救急外来に対応している当直列を選択してください（複数選択可）

※ 直接救急外来患者に対応せず、管理業務のみを担当している当直列は除きます

- 救急専門の診療科等（救命救急センターなど単独の診療科・部門の医師が対応）
- 内科系（複数科の内科系医師が対応）
- 外科系（複数科の外科系医師が対応）
- 内科系・外科系の区別なし（複数科の医師が対応）
- 消化器系
- 循環器系
- 整形系
- 脳神経系
- 産婦人科（周産期）
- 小児科
- 小児科（新生児）
- 精神科
- その他（ ） ※複数ある場合、まとめて記載してください

		来院方法			
		救急車		救急車以外	
② 23 ～ 翌 8 時まで	(区分) 救急患者数	救急車	うち入院	救急車以外	うち入院
	【救急車】 救急患者数 [全体の延べ患者数]				
	【救急車以外】 救急患者数 [全体の延べ患者数]				
	(区分) 分娩件数等	分娩数		分娩以外	
	産婦人科 (周産期)				

21. 貴院では宿日直許可を取得していますか

- 取得している
- 時間限定で取得している (許可を取得している時間帯: _____)
- 取得していない (検討中・相談中を含む)
- 申請手続き中
- 一部の当直列で取得している (許可を取得している当直列名: _____)
- わからない

22. 他の医療機関に宿日直の応援に行っている医師がいますか

※夜間の当直だけでなく、休日の日直の応援に行っている医師がいる場合も含まれます

[はい ・ いいえ]

└─▶ 上記設問で「はい」の場合、以下の①、②、③の設問にご回答ください

① 応援先の医療機関が宿日直許可を取得しているか把握していますか

[はい ・ いいえ ・ 一部把握している ・ わからない]

② 応援先の医療機関に宿日直許可の取得を要請していますか

※ 宿日直許可を取得していない医療機関に対して許可の取得を要請していれば「はい」を選択してください

[はい ・ いいえ ・ わからない]

③ 宿日直許可のない医療機関へ宿日直の応援に行くことを制限する可能性はありますか

[制限する可能性はない ・ 制限する可能性がある ・ わからない]

└─▶ 上記設問で「制限する可能性がある」の場合、以下の設問にご回答ください

● 制限せざるを得ない主な要因は何ですか

- 労働時間の上限規制が守れなくなるため
- 勤務間インターバル規制によって自院の診療に影響がでるため
- その他 (自由記載)

23. 大学病院等から宿日直を行う医師の応援を受けていますか

[はい ・ いいえ]

└─▶ 上記設問で「はい」の場合、以下の①、②、③の設間にご回答ください

① 応援派遣元の医療機関から宿日直許可の取得状況について確認されましたか

※ 複数の大学病院等から応援を受けている場合、一件でも確認があれば「はい」を選択してください

[はい ・ いいえ ・ わからない]

② 応援派遣元の医療機関から宿日直許可の取得を要請されましたか

※ 複数の大学病院等から応援を受けている場合、一件でも要請があれば「はい」を選択してください

[はい ・ いいえ ・ わからない]

③ 応援派遣元の医療機関から宿日直許可を取得していなければ、医師の応援を制限せざるを得ないといった連絡がありましたか

※ 複数の大学病院等から応援を受けている場合、一件でも連絡があれば「はい」を選択してください

[はい ・ いいえ ・ わからない]

24. 宿日直許可に関してご意見等がございましたらご記入ください（自由記載）

25. ご担当者様 氏名

26. ご担当者様 部署・役職名

27. ご担当者様 連絡先（E-mail アドレス）

28. ご担当者様 連絡先（お電話番号）